

# なんぶ

# 春 2013

発行：東京南部法律事務所  
〒144-8570  
東京都大田区蒲田5-15-8  
蒲田月村ビル4F  
Tel. 03-3736-1141  
Fax. 03-3734-1584  
<http://www.nanbu-law.gr.jp>



撮影／田村幹彦

弁護士  
大森 夏織  
海部 幸造  
清見 栄  
黒澤有紀子  
小林 大晋  
坂井 興一  
佐藤 誠一  
芝田 佳宜  
竹村 和也  
塚原 英治  
長尾 詩子  
早瀬 薫  
船尾 徹  
堀 浩介  
宮川 泰彦  
安原 幸彦  
山口 泉  
事務局一同

二〇一三年元旦

弁護士 坂井 興一

大事な政策課題をそつちのけにした政争のドタバタが続きます。まともに評する気になれない、とんでもない右派の人たちがバコしているように私には映ってしまいますが、皆様のご気分は如何でしょうか。その源を見ると、この国の下降気分と嫌中国感情から来る鬱屈したナショナリズムが作用しているようであります。そうした右派の胎動も大人の態度で我慢して見てみると、世の中がガラリと変わる時々の、下克上の突貫風潮は大体がこんなものであったかとも思われます。然し、相撲・ゴルフ・五輪や囲碁などの世界では、追い越されて悔しいからと云ってゴロツキみたいな反応はしません。離島問題を本気で争うなら、未決着の南京事件・毒ガス・重慶無差別爆撃や従軍慰安婦問題など、借りの有ることで開き直るなどは愚かで残念なことです。大体が力んでフンゾリ返ってはいは失策を重ね、自他を傷つけるだけです。権力者がコケると、一般人が大きな被害を受け、挙げ句は「戦争被害受忍論」と同様、見当違いの懺悔と我慢とを強いられます。昭和二〇年三月一〇日の東京大空襲被災事件を担当する小生のこうした懸念が杞憂だったと言えるよう、団塊世代の方々を始めとする熟年諸氏も、諸処に於いて手も口も出していきうではありませんか。小生もせめてその位の気概は持ち続けたいと思っております。本年も変わらぬご叱正ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

## 米海兵隊オスプレイ配備に思うこと。 宮川 泰彦

開発段階から墜落などの事故を繰り返し、「未亡人製造機」とまで言われているオスプレイが宜野湾市のど真ん中にある普天間基地に配備された。県議会をはじめ沖縄県内の全ての自治体が全員一致で配備反対決議をしている。国は、配備への理解を求めると言うだけで、県民・国民の声をアメリカにぶつけて配備撤回を求めようとしなない。いや、できないのだ。アメリカが日本に配備する兵器などについては核を除いてはあれこれ言えないし拒否できない、何故なら日米安保条約と日米地位協定があるからと。なんと情けない国なのか。

ところで、オスプレイ配備は日本の防衛問題とはどんな関係があるのだろうか。我が国では、仮に領土防衛のために実力を行使せざるを得ない場合が生じたとしても、こちらから紛争相手国に攻め入ったりして先制攻撃を行うことは許されない。専守防衛だけが憲法上許容される実力行使の範囲である。

だから、日本の自衛隊には海兵隊は存在しない。オスプレイが配属されているアメリカ海兵隊は、自らを誇りある先制部隊・「殴り込み部隊」であると位置づけている。「海兵隊は迅速に、どこにでもどのような任務にも対応する能

力を備えた遠征介入部隊」と紹介している(米海兵隊ホームページ)。だからオスプレイは、航続距離が長く、相手方のレーダーや監視に引っかからないような超低空飛行を続けて、物資と兵員を送る部隊なのだ。このようなオスプレイを日本国内に配備することは許されるのだろうか。オスプレイはアメリカの軍機だし、海兵隊は既に沖縄以外の国内にも配備されており問題はないという声が聞こえそうだ。しかし、日米当局は、一層の日米同盟と動的防衛強化を強調し、自衛隊はアメリカ軍との一体化、そして海外での共同行動を目指している。オスプレイ日本配備は憲法9条に適合しない。日米防衛担当者や日本政府にはこの際、(9条が改憲されるまでの間は)憲法はないことにして扱おうとの態度が見え見えである。自民党の総裁候補者だった者の中に「海兵隊をもたない自衛隊は問題だ」と訴えていた者がいたほどである。

オスプレイの配備問題は、安全・環境の面の問題とともに9条との関連ももっと考えるべきではないだろうか。なお、海兵隊に基地を貸与している国は世界で日本だけとのことである。

## 新人弁護士

### 竹村 和也

はじめまして。このたび、東京南部法律事務所に入所させていただきことになった竹村和也と申します。大阪生まれの大阪育ちです。吉本新喜劇を見て、うどんを食べて育ちました。趣味はビールを飲んだのスポーツ観戦です(巨人ファン)。当事務所は「働く人々の権利と生活、営業を守るお手伝いをするために」設立された事務所ですが、僕が弁護士を志した理由も全く同じです。未熟者ですが、弁護士バッジをつけている自覚を持って市民の皆様のお手伝いをしたいと考えています。どうぞよろしくお願ひします。



うどんを食べるとこんな笑顔になります

- 趣味 スポーツ観戦
- 特技 魚をきれいに食べる
- 好きな食べ物 うどん
- 好きなタイプ よく笑う人、麻生久美子
- 最近のマイブーム 朝にトマトジュースを飲むこと
- 好きな言葉 読書百遍(戒めです)

## 〇 訃報



昨年8月1日、当事務所の創設メンバーの一人であった向武男弁護士が、病氣療養中のところ、米寿を前に永眠致しました。向弁護士は金沢の出身、東京弁護士会や自由法曹団で活躍し、戦争末期の言論弾圧冤罪の横浜事件の取組みで東弁人権賞を授与されています。また南部労働者・市民の皆さんとともにその要求実現に献身的かつ誠実に取り組み、背筋のびんと伸びたその大きな体、おおらかな心で、数々の事件や人々をまとめてきました。葬儀はご本人ご家族の意向で密葬となり、9月末に向家・当事務所で共催した偲ぶ会には大勢の方々にご参集頂きました。その際、諸般の事情によりご案内できなかった方にはお詫び申し上げます。ここに生前のご厚情に感謝し、謹んでご通知申し上げます。

## ● 年始の業務のお知らせ

年始の業務は1月7日(月)午前10時からです。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

法律相談は予約制になっておりますので、事前にお電話でご予約ください。

## 予約電話受付時間

月曜日から金曜日 AM10:00~PM7:00

※上記相談日・相談時間以外をご希望の方は、ご予約の際ご相談ください。

お問い合わせ・相談予約 **03(3736)1141**

## ■ 営業時間のご案内

月曜日から金曜日 AM10:00~PM7:00  
土曜日 AM10:00~PM5:00  
(土曜日は休業の場合もございます)

## ■ 法律相談のご案内

相談日 月曜日から金曜日 AM10:00~PM7:00  
相談時間 30分から1時間程度  
相談料 30分 5,250円(消費税込み)

# JAL 不当解雇撤回をめざして

弁護士 黒澤 有紀子

1 ■ 解雇有効という不当判決から約9ヶ月以上が経過しました。至上最高の利益を上げる中で、運航乗務員、客室乗務員合計165名を解雇した日本航空の労働者軽視・安全軽視の労務政策及びその解雇を有効とした東京地裁判決を正す新たな闘いが始まりました。不当判決を受け、今、多くの労働者・市民の皆様からも怒りと支援の声が上がっています。

2 ■ 減目標額を206億円も超過達成し、2011年3月期末の営業利益も目標641億円に対し、3倍の1884億円という史上最高の利益をあげている事実を無視して整理解雇4要件を事実上無視する判決を下しました。裁判官が判決を書くにあたっては、事実が極めて重要です(まさに「事実なくして判決なし」です)。しかし、東京地方裁判所は、事実無視の判決を下しました。

3 ■ JALは、労働者の首を切り、関連子会社を解散させる等の暴挙の後、2010年1月19日に経営破綻してから、わずか2年8ヶ月後の2012年9月19日にスピード上場を果たしました。また、JALは2010年12月末に客室乗務員84名を解雇後、昨年7月から10月にかけて650名の契約制客室乗務員を採用し、今年4月にはさらに290名の採用を決定しています。何と合計940名もの新規採用です。莫大な利益を上げ続け、新規採用を

4 ■ 原告団の皆さんは、多くの皆様のご支援により、明るく元気に各地で訴えを続けられています。しかし、普段は明るい原告団ですが、一人一人は家族を抱える労働者であり、生活者です。不当判決後、家族を抱えて、年金暮らしの両親から援助を受けて生活せざるを得ないほど困窮されている方、お子さんが学校を止めざるを得なくなってしまう方、ストレスから病気になる方、問題を抱えながら闘っているのです。私は、現在、原告の方々が書かれた陳述書を読んでおります。私が目を通した数十通の陳述書には、各人の仕事への思い、家族への思いが切々と語られています。今回の解雇によって165

5 ■ 行い続けてきた企業が、165名の労働者の雇用ができない等ということは到底考えられません。利益を上げ続ける中で「破綻した会社だから」という理由により行われた整理解雇が有効とされてしまうことは、責任のない労働者の犠牲の下になされる整理解雇の厳しい規制を外すに等しいものです。

この原告の方々の生の声をよりリアルに伝えていきたいと考えております。第二審の高裁での闘いにおいては、この原告の方々の声をよりリアルに伝えていきたいと考えております。

控訴審の第一回口頭弁論日は、乗員が昨年12月6日、客乗が12月14日に行われました。原告団は、日本の空の安全のため、そして更生会社であればどんな横暴も許されてしまうという社会にならぬよう、心で泣きながらも闘いを続けています。「あの空へ帰ろう!」との思いを新たに、弁護士、原告団もフルパワーで闘っていきます。今後とも、ご支援をどうぞ宜しくお願い致します。



**日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議**

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル 航空運気付  
TEL 03-3742-3251  
H P <http://jalikaitekotekai.com> **JAL支援共闘** 検索

# 国民の目をふさぐ「秘密保全法」

弁護士 芝田 佳宜



2012年10月13日「STOP! 秘密保全法共同行動準備会」による有楽町マリオン前の宣伝行動

2012年10月26日、政府が検討を進めている「秘密保全法」(秘密保全に関する法制の整備のための法案・仮称)の要点が明らかになりました。この「秘密保全法」は、2010年9月に起きた尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像がインターネットに流出したことを理由に、政府が制定することを言い出したのですが、国民の「知る権利」や報道の自由を妨げられる、として反対意見が相次いでいます。その内容はおおよそ次のとおりです。

① 政府が「防衛」、「外交」、「公共の安全と秩序の維持」、の3分野のうち「特に秘密を要するもの」を「特別秘密」に指定する。  
② 「特別秘密」を扱えるのは、事前に「適正評価」をクリアした国家公務員などに限り、「適正評価」では、「テロ活動との関係、経済的状況、犯罪・懲戒の経歴」などを調べる。  
③ 国家公務員などが故意または過失で特別秘密を漏らした場合はもちろん、「教唆(そそのかすこと)及び扇動」した第三者も処罰の対象とする。これらの問題点はおおよそ次のとおりです。

①の問題点  
何を「特別秘密」に指定するかは、政府や行政機関が自ら決めることが出来るため、政府が国民に知られたいくない情報(自衛隊やTPP、原発に関する情報など)をことごとく「特別秘密」と

とすることで、隠し通せることになり

②の問題点  
「適正評価」では、情報を取り扱う人たちの外国への渡航歴、犯罪歴、懲戒処分歴、借金の状況、薬物・アルコールの影響、精神的な問題に関する通院歴など、他人に知られたいくないプライバシーまで調査されます。また、情報を取り扱う本人だけではなく、その家族や親戚、恋人や友人なども同じように調査の対象になります。

③の問題点  
公務員などに対して「特別秘密」に関する情報を聞き出そうとした新聞記者や、その取材を企画・命令したデスクが「教唆犯」として処罰される可能性があります。

このように問題の多い「秘密保全法」ですが、どのような目的で制定されようとしているのかという点についても関心を寄せる必要があります。既に、国家公務員法などで秘密漏えいに対する処罰は可能です。また、尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像は、そもそも秘密指定されたものではありませんでしたし、漏えいした海上保安官は刑事処罰は受けませんでした。

その真の理由は、日米の安全保障・防衛協力の強化にあると言われている。す。

「日米同盟・未来のための変革と再編」(2005年10月)では、日米二国間の安全保障・防衛協力のための不可欠な措置として「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。」とされています。このように日本と共有された米国の情報が日本側から簡単に漏れるようでは情報共有はできない、という理由から秘密保全法制が作られようとしています。

この秘密保全法は、すでに述べたとおり国民の人権を抑圧し、国民の「知る権利」、報道の自由を制約することで民主主義の破壊につながる「希代の悪法」といえます。このような法律が成立させられることにならないよう引き続き注視していく必要があります。

参考・日本弁護士連合会作成「あなたも「秘密保全法」にねらわれるQ&A」  
日弁連、自由法曹団ホームページに関連資料がありますので是非ご参照ください。





## 契約制社員に朗報！

# 労働契約法が改正されました

弁護士 塚原 英治



2012年8月3日に労働契約法が改正され、契約制労働者の保護規定が新設されました。改正法の一部（後述の新19条）は8月10日から施行されていますが、残りは2013年4月1日から施行されます。

夏号でもお知らせしたように、改正のポイントは3点あります。

第1は、5年を超えて更新されている有期雇用（雇用期間の定めがある）労働者が、希望するときは、期限の定めのない労働者への転換ができる権利が与えられます（新18条）。ただし、この5年は改正法が施行される2013年4月以降の契約時からカウントするので、これにより転換請求ができるようになるのは2018年以降になります。また、転換後の「期限の定めのない労働者」の労働条件は、有期労働契約のときと「同一」だとされています。もともと、転換後の期限の定めのない労働者に対応する就業規則の規程がない場合は、その職場の就業規則が適用されて、正社員と同じ条件

になる場合があります。無期転換後に正社員と処遇に大きな格差がある場合は、「就業の実態に応じて均衡を考慮」すべき義務を定めた労働契約法3条2項違反として是正する道もあります。

第2は、これまで判例で築き上げられてきた「雇止め法理」が明文化されたことです（新19条）。実質無期タイプ（1号）と更新期待保護タイプ（2号）について、契約を更新しないことが、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、契約が法定更新されるといふものです。更新される内容は、期間も含めて「従前の有期労働契約の労働条件と同一」ですから、正社員になるわけではありませんが、更新されて当然の場合に、期間が満了したからと言って一方的に打ち切られることはできないことになるわけです。

第3は、「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」です（新20条）。有期労働者の労働条件は、期間の定めのない労働者と不合理な差

別をしてはならないとされました。不合理かどうかは、「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度」、「職務の内容及び配置の変更の範囲」、「その他の事情」を考慮して判断します。厚生労働省の通達では、「とりわけ、通勤手当、食堂の利用、安全管理などについて労働条件を相違させることは、……特段の理由がない限り合理的とは認められないと解される」としています。不合理と認められるときは、違法なものとして損害賠償の対象となるほか、条文中は明らかではありませんが、厚生労働省の通達では、期間の定めがない労働者の労働条件になる（いわゆる補充効が認められる）とされています。

フランスやドイツのように、雇用契約に期限を定めることができる場合を制限すべきだという主張は採用されませんでした。契約制労働者の保護には十分役に立つ内容です。事務所では、皆さんとともに、これらの規定を活用して、契約制労働者の地位の向上に努力していきたいと思えます。

役に立つ

# 法律知識

## 違法ダウンロードの刑罰化

# 著作権法が改正されました

弁護士 小林 大晋



**1 著作権法改正の概要**  
違法ダウンロードの刑罰化等を内容とする著作権法の改正が2012年6月20日に成立しました。既に違法ダウンロードの刑罰化は同年10月1日より施行されており、違反行為には、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はその両方が科されます。今回の改正の注意点を解説したいと思います。

### 2 著作権の構造

世間で「著作権」というとき、著作権法18条（著作者人格権）と21条から28条（著作権）の総称として使われているようです。著作権法では、勝手に内容を変えて利用されない権利（20条）や、勝手に複製されない権利（21条）、勝手に公衆に対して複製物を譲渡・貸与されない権利（26条）など、世間のイメージどおりの権利が認められています。

どのようなものが著作権で保護され

るのかというと、著作権法は「創作的に表現されたもの」（著作物）に著作権を認め保護する仕組みとなっており、私たちが日常したためる手紙なども著作物にあたります。その上で、著作権侵害とならない類型（30条～50条）が定められており、例えば、一番身近なものとして、「個人的に又は家庭内その他に準ずる限られた範囲内で利用すること」を目的とする場合に複製することは、私的利用として原則適法とされています。

### 3 違法ダウンロードの刑事罰化（119条3項）

前回2009年の改正により、違法（著作権侵害）なデータを、違法と知って、インターネットからダウンロードして録音・録画することが、たとえ私的利用であっても民事上違法となりましたが（私的利用の例外）、刑事上の罰則はありませんでした。皆さんの中でも、映画館で、作品の

上映前に、カメラの頭をした人物が捕まるといった内容で、映画館内の盗撮は違法ですとか、違法なものと知ってダウンロードすることも違法ですといった前宣伝の映像が流れているのを見た方も多いのではないのでしょうか。今回罰則を制定することで、違法ダウンロードが推定年間43・6億円、正規ルートの10倍、購入価格で約6683億円の被害にのぼる現状を改善しようということなのですが、つまり違法ダウンロードが犯罪になったということなのです。

条文は、「私的使用の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権等を侵害する行為」と難しい言葉が並んでいます。市販に売っている音楽や映画・ドラマなどがインターネット上で許可を得ない（正規でないルート）でアップロードされている場合に、それを知り

ながら、ダウンロードすることが対象になります。

一般テレビ放送の映像などは、「有償」にあたりませんが、違法にダウンロードしても今回の刑事罰の対象になりません。また、「録音・録画」の定義上、漫画やテレビの静止画の違法ダウンロードは、今回の刑事罰の対象になりません。

YouTubeやニコニコ動画といった、インターネット上で見られる映像・音楽をダウンロード再生（1回自分パソコンにデータを保存してから見る）こと。何回でも見られる。せうに、ストリーミング再生（クリックしてその場1回限りで見ること。キャッシュというデータは保存される。）することは、「録音・録画」にあたらなう立場のようなのですが、ストリーミング再生が定義上明確に除外されていないことは問題です。

親告罪（123条）なので、よほど悪質な事例でない限り立件されないかもしれませんが、正規ルートでなく市販のソフトをダウンロードすることが犯罪となったということは、違法ダウンロードすれば、警察がパソコンを押収し、逮捕しにくるかもしれないということですので、皆さん注意してインターネットを利用して下さい。

# 本門寺で遊ぼう!

～子連れにもオススメ☆池上本門寺～



「ママをどこにしようか悩んでいたとき、最近加入した新日本婦人の会の大田支部の方より、「本門寺で遊ぼう!大田親子リズムの集い」という企画に誘っていた。子連れもOK、チラシの「焼きいも・豚汁をつくります」の言葉にも心惹かれた。こうして、私にとって非常にありがたい企画に参加することになった。

二年前、初めての出産。慣れない子育てに翻弄され、保育所入所まで一年半の育児休暇をいただき、昨年春仕事に復帰した。そうして、久々に大田とこのころの執筆担当が回ってきたわけだが、今は仕事が終わればそそくさと子どもの保育園に直行。事務所近辺で時々ランチをする以外めっきり大田区内を散策することもなくなっていた。

さて、当日は絶好の焼き芋日和!本門寺公園内のキャンプ場は、墓地の間を抜けたところであり、たくさんの木々に囲まれてとても都内とは思えない。ちょっとした遠足気分になり、大人も心弾んだ。そこに大人子ども総勢50人。各々調理の準備・子どもの世話を担当。ちょうど木の葉も色づきはじめ、二歳の我が娘もどんぐりや落ち葉を拾ったり(というよ



やきいもができたよ!  
出来たてアツアツの豚汁

解散後、取材が境内を一周した。しかし、娘は人目につかなくなつてから

りばら撒く)、みんなでシャボン玉、ボール遊びに夢中になった。私は動き回る娘の世話で手一杯で何の役にも立たなかつたが、みなさん手際よく、着々と豚汁と焼き芋の用意が調っていった。我が娘は、人の倍はしゃぎ、一足早くお弁当を催促。仕方なく、持参したおにぎりを早弁することに。そうこうして、出来上がった具だくさんの豚汁、ほつくほくの焼き芋は格別!!普段野菜には見向きもしない娘もこの日はもりもりと食べていた!外でみんなと食べるものは何ともおいしく、不思議なパワーをもたらすことに驚いた。日々あの手この手を使って何とか食べさせているので、親としては感謝感激である。娘は私が取り除いた焼き芋の炭まで食べていた(笑)。ありがたいことに、ゆで卵の差し入れや、余った食材・焼き芋まで持ち帰らせていただいた。子連れでこのような企画に参加でき、みなさんのおかげでおいしい思い出をさせていただいた。この場をお借りして、新日本婦人の会大田支部の方々にお礼を申し上げます。



自然に囲まれて、大人も子どもも遠足気分!

- ◆日蓮宗大本山 池上本門寺  
東急池上線「池上駅」下車徒歩10分
- ◆本門寺デイキャンプ場  
(大田区ホームページ参照)  
利用時間 午前9時～午後4時(要予約)  
利用料金 区内利用者: 2200円  
区外利用者: 2600円
- ◆新日本婦人の会  
1962年結成。「より人間らしく豊かに生きたい」と願う女性のネットワークで、日本でもっとも大きな個人加盟の女性団体。創設の呼びかけ人は平塚らいてう、野上弥生子、いわさきちひろなど。人権・暮らしをまもる活動や、文化的趣味・子育てなどのサークルも盛ん。  
(大田支部連絡先 03-3759-4727)

甘え始め、「ダツコダツコ」の抱っこ星人に变身。親の取材したいという気持ちとは裏腹に、重要文化財なんてお構いなし。仕方なくベビーカーを押し、12kgを抱く(が、数分も持たない)。とても取材どころではなくなった。何とか砂利道という新たな楽しみを見つけた様子で救われたのも束の間、またすぐ抱っこ星人がやつてきた。かつて、訪れたこの歴史満載の本門寺で、まさか子連れで焼き芋まで楽しめるとは思わなかった。この日も平日にもかかわらず参拝客で賑わっていた。帰りは、やつぱり定番、久寿餅をお土産に。そして、娘はようやく遅い昼寝に入った頃には、既にいつもの見慣れた帰り道。そして、持ち帰った焼き芋は、ほぼ娘に食べられてしまうのであった。(事務局 西英子)

東京南部法律事務所では、2002年から既に10年間、医療問題弁護団という団体の事務局を担っています。この団体は医療被害の救済・医療事故の再発防止・患者の権利確立などを目的とし、患者の立場で活動をしています。東京でも250名ほどの弁護士が参加をしています。当事務所でも事務局江口が中核となり、この医療問題弁護団の事務をこなし、また弁護士所員は16名中大森含む8名が弁護団に所属して、具体的な医療事件を取り扱っています。みなさまには本ニュースで、弁護団の活動である「公正中立な医療事故調査機関の早期設立を求める署名」へのご協力をお願いしたところ、当事務所にも3800筆が寄せられ、全国数万筆の署名とあわせて首相や厚労大臣に提出・活用させていただいた御礼とご報告をさせていただきます。

## 医療問題弁護団35周年記念シンポジウム 「医療事故対策の現状と課題」 ～医療問題弁護団の政策形成への関わり～

のご報告と御礼  
弁護士 大森 夏織



DRや訴訟などの医療紛争解決ツールの現状と課題をとりあげるシンポジウムを開催しました。同時に「医療事故調査制度の創設にむけて何が必要か」と題したパネルディスカッションを通じ、公的な医療事故調査制度設立への具体的道のりを参加者とともに議論しました。ちなみに、パネリストのおひとりである医療被害者の方には、(偶然ではありますが)日頃から当事務所が大田区内の憲法問題や教育問題で一緒に活動させていただいている方をお迎えしての企画でした。この医療問題弁護団35周年記念シンポジウムは、おかげさまで約240名のご参加を得て大盛況のうちに終了いたしました。当事務所所員からのご案内に対してお礼を申し上げます。この場をお借りして心より御礼申し上げます。



自分や家族が医療とかかわりのない人生を送ることはあり得ず、このような社会の実現は誰しも共通の願いだと思えます。今後とも、医療問題弁護団の活動に対し、さらなるご支援ご協力を、どうぞよろしく申し上げます。